

岩手県告示第659号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成24年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
24-23	書籍	世界の拷問・処刑事典	株式会社学研パブリッシング	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
24-24	〃	今どきの拷問術・増補版	株式会社データハウス	
24-25	〃	タトゥー・セレクション	富士美出版株式会社	
24-26	〃	小児検定	株式会社ジーウォーク	
24-27	〃	FOR BEGINNERS ドラッグ	株式会社現代書館	
24-28	〃	裏モノ JAPAN 10月号	株式会社鉄人社	
24-29	雑誌	実話ナックルズ 10月号	ミリオン出版株式会社	
24-30	コミック	欲望のサイン	株式会社芳文社	